

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

改正案	現行
<p>（特定資産の範囲）</p> <p>第三条 法第二条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 当事者の一方が相手方の行う前各号、第十一号又は第十二号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（第一号に掲げるものに該当するものを除く。第十九条第五項において「匿名組合出資持分」という。）</p> <p>九・十 （略）</p> <p>十一 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備（第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「再生可能エネルギー発電設備」という。）</p> <p>十二 公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）</p>	<p>（特定資産の範囲）</p> <p>第三条 法第二条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（第一号に掲げるものに該当するものを除く。第十九条第五項において「匿名組合出資持分」という。）</p> <p>九・十 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

(利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する者等)

第十九条 (略)

2 法第十三条第一項第一号(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める特定資産は、第三条第三号から第五号まで、第十一号及び第十二号に掲げるものとする。

3 法第十三条第一項第一号及び第二号(これらの規定を法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一～三 (略)

四 再生可能エネルギー発電設備の取得及び譲渡、賃貸借並びに管理の委託及び受託

五 公共施設等運営権の取得及び譲渡

4・5 (略)

(登録投資法人が行うことができる取引)

第一百六条 法第九十三条第一項第六号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引以外の特定資産に係る取引とする。

一・二 (略)

三 再生可能エネルギー発電設備の製造、組立てその他これらに類するものとして内閣府令で定める行為を自ら行うことに係る取引

(登録投資法人の投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為)

(利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する者等)

第十九条 (略)

2 法第十三条第一項第一号(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める特定資産は、第三条第三号から第五号までに掲げるものとする。

3 法第十三条第一項第一号及び第二号(これらの規定を法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一～三 (略)

(新設)

(新設)

4・5 (略)

(登録投資法人が行うことができる取引)

第一百六条 法第九十三条第一項第六号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引以外の特定資産に係る取引とする。

一・二 (略)

(新設)

(登録投資法人の投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為)

第一百七十七条 法第九十五条に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業を行う資産運用会社に、次に掲げる全ての場合に該当する場合に不動産を譲渡すること。

イ・ロ (略)

四・五 (略)

六 資産運用会社に、再生可能エネルギー発電設備の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること。

七 再生可能エネルギー発電設備の管理業務を行う資産運用会社に、再生可能エネルギー発電設備の管理を委託すること。

八 資産運用会社に、公共施設等運営権の売買の代理又は媒介を行わせること。

九・十 (略)

十一 個別の取引ごとに全ての投資主の同意を得て行う取引

十二 (略)

(投資法人に対する書面の交付をしなければならない取引等)

第二百二十五条 (略)

2 (略)

3 法第二百三条第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

第一百七十七条 法第九十五条に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業を行う資産運用会社に、次に掲げるすべての場合に該当する場合に不動産を譲渡すること。

イ・ロ (略)

四・五 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

六・七 (略)

八 個別の取引ごとにすべての投資主の同意を得て行う取引

九 (略)

(投資法人に対する書面の交付をしなければならない取引等)

第二百二十五条 (略)

2 (略)

3 法第二百三条第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇四 (略)

五 当該資産運用会社が自己の計算で行った再生可能エネルギー発電設備の取得又は譲渡の有無及びその取得又は譲渡の別その他内閣府令で定める事項(当該投資法人が投資の対象とする特定資産に再生可能エネルギー発電設備が含まれる場合に限る。)

六 当該資産運用会社が自己の計算で行った再生可能エネルギー発電設備の賃貸借の有無及びその賃貸借の別その他内閣府令で定める事項(当該投資法人が投資の対象とする特定資産に再生可能エネルギー発電設備が含まれる場合に限る。)

七 当該資産運用会社が自己の計算で行った再生可能エネルギー発電設備の管理の委託又は受託の有無及びその管理の委託又は受託の方法その他内閣府令で定める事項(当該投資法人が投資の対象とする特定資産に再生可能エネルギー発電設備が含まれる場合に限る。)

八 当該資産運用会社が自己の計算で行った公共施設等運営権の取得又は譲渡の有無及びその取得又は譲渡の別その他内閣府令で定める事項(当該投資法人が投資の対象とする特定資産に公共施設等運営権が含まれる場合に限る。)

(利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する者等)

第二百二十六条 (略)

2 (略)

3 法第二百三条第二項及び同条第四項において読み替えて準用する

一〇四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する者等)

第二百二十六条 (略)

2 (略)

3 法第二百三条第二項及び第四項に規定するその他政令で定める者

法第五条第二項に規定するその他政令で定める者は、資産運用会社が投資信託委託会社として運用の指図を行う投資信託財産（法第二百二条第二項に規定する特定資産（第三条第三号から第五号まで、第十一号及び第十二号に掲げるものに限る。）と同種の資産を投資の対象とするものに限る。）に係る全ての受益者（当該投資信託財産についてその受益証券の取得の申込みの勧誘が公募の方法により行われたものである場合にあっては、知れている受益者）とする。

（金融商品取引法等の適用に関する読替え等）

第三百三十条 法第二百二十三条の三第二項に規定する場合における金融商品取引法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十二条の二第三号	又はオプション	、オプション又は対象資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第三号から第十二号に掲げるものをいう。以下同じ。）

は、資産運用会社が投資信託委託会社として運用の指図を行う投資信託財産（同条第二項に規定する特定資産（第三条第三号から第五号までに掲げるものに限る。）と同種の資産を投資の対象とするものに限る。）に係るすべての受益者（当該投資信託財産についてその受益証券の取得の申込みの勧誘が公募の方法により行われたものである場合にあっては、知れている受益者）とする。

（金融商品取引法等の適用に関する読替え等）

第三百三十条 法第二百二十三条の三第二項に規定する場合における金融商品取引法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十二条の二第三号	又はオプション	、オプション又は対象資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第三号から第十号に掲げるものをいう。以下同じ。）

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2 法第二百二十三条の第三項に規定する場合における金融商品取引法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十二条の二三号	又はオプション	、オプション又は対象資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第三号から第十二号に掲げるものをいう。以下同じ。）

3 法第二百二十三条の第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二十四条の二の規

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2 法第二百二十三条の第三項に規定する場合における金融商品取引法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十二条の二三号	又はオプション	、オプション又は対象資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第三号から第十号に掲げるものをいう。以下同じ。）

3 法第二百二十三条の第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二十四条の二の規

定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)		読み替える金融商品取引法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
(略)	(略)		(略)			
(略)	(略)		(略)			

4 法第二百二十三条の三第六項の規定により金融機関が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用

定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)		読み替える金融商品取引法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
(略)	(略)		(略)			
(略)	(略)		(略)			

4 法第二百二十三条の三第六項の規定により金融機関が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用

する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第二項（第二号を除く。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)			(略)	読み替える金融商品取引法の規定
	(略)	(略)		読み替えられる字句
				読み替える字句
(略)	(略)	第四十二条の二三号	(略)	、オプション又は対象資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第三号から第十二号に掲げるものをいう。以下同じ。）

する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第二項（第二号を除く。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)			(略)	読み替える金融商品取引法の規定
	(略)	(略)		読み替えられる字句
				読み替える字句
(略)	(略)	第四十二条の二三号	(略)	、オプション又は対象資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第三号から第十号に掲げるものをいう。以下同じ。）

(財務局長等への権限の委任)

第三百二十五条 (略)

2 (略)

3 長官権限のうち、法第三編第一章及び第二章の規定による権限（法第二百五条第二項及び第四項の規定並びに前条の規定により委員会に委任されたものを除く。）並びに第百七十七条第十二号の承認の権限は、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第二百十三条第一項から第五項までの規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

4～6 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第三百二十五条 (略)

2 (略)

3 長官権限のうち、法第三編第一章及び第二章の規定による権限（法第二百五条第二項及び第四項の規定並びに前条の規定により委員会に委任されたものを除く。）並びに第百七十七条第九号の承認の権限は、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第二百十三条第一項から第五項までの規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

4～6 (略)